

# 法人化することの メリット・デメリット

## 【メリット】

### メリット1. 任意団体よりも社会的信用力がある

同じ事業を行っていても、やはり法人格を持たない任意団体では、信用面で劣ります。

一般社団法人には法人格がありますから、例え代表者に何かあった場合でも、事業は継続できるため、社会的な信用は上がります。

また、一般社団法人は法務局で登記されるため、登記簿謄本から法人の事業内容などが確認できる場所も信用につながると考えられます。これにより行政事業を直接受けることができます。

### メリット2. 設立コストが安く登記申請のみで設立ができる

一般社団法人には資本金制度がありません。

株式会社のように株主もいませんし、出資という概念すらありません。

設立時に財産を出資する必要がありませんので、0円で設立できます。もちろん設立するための法定費用はかかります。

都道府県等からの認可は必要ではなく、法務局への登記手続きのみで一般社団法人の設立が可能となりました。

### メリット3. 事業内容に制約がない

株式会社と同じように目的や事業内容に制約はありません。

もちろん法に触れるような事業でないことが前提です。

### メリット4. 収益事業以外は非課税になる

非営利型の要件を満たせば、収益事業から生じた所得以外は「非課税」になるという税法上の優遇を受けることができます。

## メリット5. 権利義務の主体となれる

法人名義で法律行為を行えるようになります。

例えば、一般社団法人の名義で契約を行う、貸事務所を借りる、銀行口座を開く、不動産を所有するといった法律行為を行うことが可能になります。

任意団体の場合は、あくまでも権利義務の主体は団体名義ではなく当該任意団体の代表者等ですから、法律上の権利関係が曖昧になりがちです。財産の流用等、任意団体の私物化等が行われるのはこのためです。

### 【デメリット】

#### デメリット1. 利益が出ても分配できない

一般社団法人は非営利法人であるため、事業活動を行って余剰利益が出た場合でも、社員に分配できません。  
もしそのような定款の定めをしても無効です。

#### デメリット2. 書類作成が増える

毎年1回は社員が集まって定時社員総会を開催する必要があります。定時社員総会后に貸借対照表を公告したり、税務申告をしたり、役員の再任手続きを行ったりと法律に則った書類を作成し、保存しておく義務があります。

また、一般社団法人では会計処理が煩雑になることもあります。任意団体とは違い、法律で定められている事務作業が多くなります。


#### デメリット3. 役員の登記手続きがある

一般社団法人では、理事の任期が最長で2年、監事の任期が最長で4年です。役員の任期が切れると同じ人が再任する場合でも法務局へ登記する必要があります。

最低2年に1度は役員再任の手続きに掛かる書類作成と登記手続きの登録免許税がかかることとなります。

ご意見・ご質問はGoogleフォームから受けつけております  
〈受付期間 令和6年1月4日～令和6年2月16日〉

・ URL : <https://forms.gle/HarDQjcVHVLreYuP6>

・ QRコード : 

- ・ お寄せいただいたご意見は、定期的にホームページに回答を掲載いたします  
(お名前は非公開)
- ・ 同じようなご意見はまとめて回答させていただきます

長野県病院薬剤師会  
法人化検討特別委員会